

税務課からのお知らせ

●不動産公売のお知らせ

町では「町税収入確保」と「公平な徴収」の観点から、差押不動産の公売を次のとおり行います。多くの皆様のご参加をお願いします。

- 1 公売日時 平成24年1月25日(水)午後1時30分から (受付は午後1時から)
- 2 公売方法 入札
- 3 公売場所 役場第1会議室 (水道環境課2階)
- 4 公売物件 不動産 (土地)

公売物件の詳細については、税務課で「物件説明書」を閲覧してください。

※この入札には、農業委員会が発行する**買受適格証明書**が必要です。

●給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、住民税等の課税の根拠となる重要な書類です。所得税の源泉徴収義務がある給与の支払者(事業主)は、平成23年中に支払いの確定した給与についての給与支払報告書(総括表及び個人別明細書)を作成し、給与所得者(従業員等)の平成24年1月1日現在における住所地の市町村長に提出してください。提出書類は郵送もしくは直接税務課へお持ちください。

・提出書類

- ①総括表を1事業所につき1枚
- ②給与支払報告書(個人別明細書)を受給者1人につき2枚
- ③特別徴収区分表・普通徴収区分表を1事業所につきそれぞれ1枚

・提出期限 平成24年1月27日(金)

・提出先 税務課 〒891-9295 大島郡知名町知名307



提出書類は、【総括表】→【特別徴収区分表】→【特別徴収者分個人別明細書】→【普通徴収区分表】→【普通徴収者分個人別明細書】の順番で綴り、提出をお願いします。

●延滞金の徴収強化

町では、納税の公平性を確保するために、納期限までに税金を納めなかった方に対し、地方税法第326条第1項(注)の規定に基づき、納期限の翌日から延滞金(年利14.6%、ただし最初の1か月は4.3%)を加算して次のいずれかの方法により徴収します。

- ①納税する時に金融機関等で延滞金を加算して徴収する
- ②役場から延滞金だけの納付書を送付して徴収する

長期間滞納しますと、本税より高い延滞金が掛かる場合がありますので、納期内の納税をお願いします。また、納め忘れをなくするため口座振替のご利用をお願いします。

(注) 地方税法第326条第1項: 市町村民税の**納税義務者**又は特別徴収義務者は(中略) **納期限後にその納入金を納入する場合**においては、それぞれにこれらの税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の期間の日数に応じ、**年14.6%(中略)**の割合を乗じて計算した金額に相当する**延滞金額**を加算して納付し、又は納入しなければならない。

【お問合せ先】 税務課 内線126・127

『夢で逢いましょう』
藤田宜永 小学館
数十年ぶりに再会した幼馴染3人組。定年退職した昌二、現役の探偵・三郎、そして陰のある誠一郎が還暦を迎えて捜し求めたものとは?ノストラジック・ミステリー。『週刊ポスト』連載に加筆改稿して単行本化。



話題の本、入荷しました!

図書館だよ!



『サラリーマン川柳いちおし傑作選』
やくみつる 選
NHK出版
第一生命「サラリーマン川柳コンクール」第24回応募作品から選ばれた優秀作360句を収載。さらに、サラリーマン川柳にみるトレンドワードの検証、穴埋め問題集、やくみつる・島田駱舟・生瀬勝久による座談会も収録する。

お問合せ先 町立図書館 ☎93-4356